

厚木市の定期報告対象建築物・建築設備等と報告の周期

	建 築 物	防火設備	建築設備（給排水設備は対象外）		
報告周期	毎年	毎年	毎年		
用 途	規模等 (いずれかに該当するもの)	随時閉鎖式 常時閉鎖式 (注7)	機械換気	機械排煙	非常用照明
劇場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
映画館					
演芸場					
観覧場(屋外観覧場は除く)					
公会堂	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	(いずれかに該当するもの) ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備(随時閉鎖式に限る)	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
集会場					
ホテル、旅館					
病院、診療所(注1)					
共同住宅(注2)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
寄宿舎(注3)					
児童福祉施設等(注4)					
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(注5)					
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ④床面積が3,000㎡以上	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
料理・飲食店等(注6)					

※【共通事項】対象建築物：法別表第一（い）欄に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のもの、または該当する用途が避難階のみにあるものは除く

※表中の床面積は当該用途に供する部分の床面積の合計

建築物の用途	(注1)	病院、診療所	・「②2階の床面積が300㎡以上」については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2)	共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3)	寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	(注4)	児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設〔（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター）〕 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所（利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）
	(注5)	体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6)	料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
設備火	(注7)	随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
		常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)